

守谷市教育委員会定例会 令和5年4月

1 日 時 令和5年4月25日(火) 午後1時30分～午後2時49分

2 場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

3 出席者 教 育 長 町田 香
 教育長職務代理者 河原 健
 教育委員 萩谷 直美
 教育委員 椎名 和良
 教育委員 寺田 弘

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者
 教育部長 小林 伸稔
 教育部参事 古橋 雅文
 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子
 学校教育課長 前川 優子
 教育指導課長 直井 健治
 給食センター長 鈴木 林
 中央図書館長 平塚 恭子

6 傍 聴 人 なし

1 開会宣言 教育長	午後1時30分 開会を宣言
2 会議録署名委員の指名 教育長	会議録署名人に寺田委員を指名する。
3 議決事項 教育長	議案第21号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、教育委員会事務局職員が、地方自治法第180条の6の規定により、予算の執行や市議会への議案提出などの事務が行えないため、同じく地方自治法

	第 180 条の 3 の規定により、市長部局の職員を兼ねさせることで、これらの事務執行を可能とさせる市長からの協議に対する回答について議決を求めるものです。
意見・質疑等	なし
教育長	議案第 21 号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第 22 号「守谷市教育委員会点検評価委員の委嘱について」説明を求める。
学校教育課長	点検評価とは、教育委員会の権限に属する事務の管理とその執行状況について、委員会の方針に沿って適切に執行されているかどうかを点検し評価するもので、教育に関し学識経験を有する方の知見をいただくため、昨年度、教育委員会点検評価委員として委嘱した 3 名の方のうち、今回、杉本 真氏が辞任されたため、新たな委員を今回委嘱するものとなっております。 新たに委嘱する黒羽 勉氏は、学校現場で長く教鞭をとられ、守谷市においても小中学校で教壇に立たれております。また、取手市など市外での教員経験が長いため、市外の学校と比較するなど俯瞰した視点からの御指摘をいただけるものと思っております。
寺田委員	任期は前任者の残任期間という形でよろしいか。
学校教育課長	そのとおりです。
教育長	議案第 22 号「守谷市教育委員会点検評価委員の委

採決結果	嘱について」採決する。 全員賛成可決
教育長	議案第23号「守谷市学校産業医の選任について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則第12条第1項及び第2項の規定に基づき、市内公立小学校に配置する産業医について選任するものです。 産業医は、令和4年度から、教職員数が50名以上となる黒内小学校、守谷小学校の2校に各1名ずつ配置しております。 また、内容といたしましては、教職員の健康管理のほか、施設の安全点検などを行っています。 今年度も各校とも同じ医師にお願いしたいと考えております。 なお、現在、教職員49名以下の学校においては、安全衛生管理のため、月1回の衛生推進会議の開催、年1回の活動計画の作成、衛生推進者の校内巡視などを行っておりますが、産業医による巡視が行えておりません。このため、取手市医師会や教職員ストレスチェックを受託している医療機関に、残り11校の巡視などを行う教育委員会付の産業医推薦を依頼し、調整してきたところですが、11校全ての対応は困難とのことで、今年度も推薦をいただくことができませんでした。 また、選任する学校産業医の医師も、昨年度同様、時間が確保できないとの理由により、他校巡視までは協力は難しいとの回答をいただいております。 ただし、昨年度は、他校で発生した長時間労働による面談希望には、依頼により御対応いただくことができました。 現時点では、今年度も同様体制となつてしまいましたが、継続して他の11校の対応をいただけるような産

河原委員	業医や、同様の位置づけの医師確保に努めてきたいと考えております。 なお、昨年度、当該制度開始直後になかなか衛生推進会議など対応できなかった学校もありましたが、後半は毎月、衛生推進会議は開催されておりまして、職務として定着しつつあるところです。 配置された学校以外にも、年1回程度産業医の巡視ができればいいと当初から意見を申し上げていた。今後もよろしくお願いしたい。 規定だと、決められた黒内小と守谷小は月1回の訪問だが、それを少し減らし、毎月でなくても、他校のほうへ行けることが増えることを希望する。 健康診断の受診状況であるとか、人間ドックの受診などは守谷でどうなっているのか。レントゲン車が学校に来て、全部受けているのかどうか。それから、再検査等が医療機関から指摘されたときにきちんと受診しているのか、そういったことが養護教諭や管理職の職務として、きちんと定着していることが大事であると思う。 校内の安全衛生委員会であると、施設設備の安全点検には目は行くが、個人個人の健康状態の把握などは目が行きにくい傾向であるので、特に養護教諭や管理職が、人間ドックを受けているか、検診を受けているかなどの健康管理も行っていたきたい。
学校教育課長	活動推進計画の中で、健康診断未受診をゼロにするとか、療休者をゼロにする、月80時間以上の職員をゼロにするなど大体三つの目標を各校立てておりまして、そちらの達成状況は確認しており、健康診断の未受診者はおりません。 そのほかの2点につきましては達成できなかった学校もありまして、3点を全て目標を達成できた学校は6校となっております。あと7校については、療休者または月80時間以上の職員が発生してしまっているというような状況です。

椎名委員	30歳になると人間ドックの補助が教職員の弘済会からある程度されるのだが、内科的疾患に関しては、該当者も管理職が対応というのがスムーズにいくが、22から30ぐらいまでの人、これは教職員に限らずいろいろな業種で、精神的疾患で精神科及び心療内科に通われている人がいるだろうと思うが、そういう人たちのフォローについて、管理職とすぐ相談できるか、それとも隠して仕事しているかというのが大きな課題である。 そういうことを患った場合には、気軽に相談できるような体制を各学校及び教育委員会で作り、療休者や離職を減らす対策を進めていく必要があると思う。
教育長	今は療休等を取得しやすく、学校管理職等の話合いによって、そういう状況にあるとは思っているが、さらに学校教育課、それから教育指導課、教育委員会全体で、この働き方とかについては対応していくということが必要と思う。河原委員、椎名委員からの意見を踏まえて、採決を行う。 議案第23号「守谷市学校産業医の選任について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第24号「守谷市通学区域審議会委員の委嘱について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、守谷市通学区域審議会条例に基づき、教育委員会の諮問機関として設置する守谷市通学区域審議会につきまして、その構成員の依頼先を令和5年3月定例会において承認をいただいたので、委員就任依頼を行った結果に基づき、委員の委嘱を行うものです。 委嘱区分別に説明いたしますと、小中学校校長区分

	としまして、全体的な意見を述べていただくための校長会会長及び副会長のほか、黒内小学校対策に係る守谷小学校、黒内小学校、郷州小学校、松ヶ丘小学校長に委嘱を行います。 また、PTA会長区分では、前回は守谷市PTA連絡協議会会長及び副会長と、黒内小学校対策を検討する上で関係する小学校の会長と説明しましたが、PTA連絡協議会会長等が、PTA連絡協議会の総会開催前のため内定状況であり、総会が4月29日となることから、今回はPTA会長として委嘱を行います。 なおPTA連絡協議会の会長は、黒内小学校のPTA会長となっております。また、副会長は松前台小学校PTA会長となっております。 続いて、学識経験者につきましては、前回説明したとおり、つくば市で同様案件を通学区域審議会委員長として取りまとめた経験のある筑波大学人間学群教授、藤井穂高氏です。 その他教育委員会が必要と認める者としては、まちづくり協議会の守谷地区、B地区、C地区、D地区から、古屋正博氏、村山 守氏、星野陽子氏に委嘱を予定しております。 今後のスケジュールですが、5月末に第1回の会議を開催し、審議会への諮問や会長の決定と市の現状説明、市民意向把握のためのアンケート調査の設問内容の協議などを行っていく予定です。
教育長	質疑なし 議案第24号「守谷市通学区域審議会委員の委嘱について」採決を行う 全員賛成可決
教育長	議案第25号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」は公表前の情報により非公開としたい。

各委員	異議なし
教育長	議案第25号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」説明を求める。
教育長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。 （教育指導課長による説明）
教育長	議案第25号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」採決する。 全員賛成可決
教育長	議案第26号「守谷市学校看護師配置要綱について」の説明を求める。
教育指導課長	本案は、守谷市立小中学校に在籍する恒常的に医療的ケアが不可欠な児童又は生徒の看護をする学校看護師を配置するための必要な事項を定める要綱を制定するものです。 現在、学校看護師による医療的ケアを必要とする児童が市内に1名在籍しています。 第1条では、学校看護師を置くことについての趣旨、第2条では、配置となっております。第3条、第4条では、学校看護師の任用や身分、第5条では、職務について定めています。第6条では、報酬、期末手当及び費用弁償について定めています。学校看護師は、守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例により、市の会計年度職員、専門職として、職務1級50号級と定められており、時給1、510円となっております。

寺田委員	第3条の任用で、会計年度任用職員というのは1年ですが、第3条第2項で、任用の期間は1会計年度を超えない範囲という文言がうたわれているが、2月の定例会に学校教育課の議案で、そういうものがなくて審議可決。今回は入っている。違いについて説明をお願いしたい。
教育指導課長	4条でうたっていますので、入れなくてもということであれば削除いたします。
寺田委員	議案そのものについては異議ありませんので、再度確認した上で確認をお願いしたい。
教育部長	法令審査で確認します。
寺田委員	第6条で報酬等が規定されているが「学校看護師の報酬及び費用弁償については」という文言について、条例上は、報酬、期末手当及び費用弁償等に関する条例で、看護師も期末手当は支給されるので、報酬、期末手当を入れるべきではないと思う。再度確認をお願いしたい。
教育長	事務局で再度確認をしながら、最終案については提示をするという形で採決を行う。 議案第26号「守谷市学校看護師配置要綱について」採決する。 全員賛成可決
教育長	議案第27号「守谷市立学校における医療的ケア実施要綱の制定について」説明を求める。
教育指導課長	本案は、守谷市立小中学校において医療的ケアを必要とする児童又は生徒に対しての医療的ケアに関して必要な事項を定める要綱を制定するものです。

	第1条、第2条では、目的と定義を定めています。医療的ケアを行うことにより、児童等の自立の促進、健康維持増進及び何より児童の安全な学習環境の整備を図ることとしています。 また、医療的ケアについては、主治医の指示で認められている範囲内での行為で、守谷市教育委員会が実施を認めた医療行為となります。第3条、第4条、第5条では、医療的ケアの対象者及び申請から決定、変更、学校看護師の派遣までの流れを定めています。第6条、7条では、医療的ケアを実施するに当たり、校内で設置すべき医療的ケア安全委員会及び安全委員会が行うべき事項、連絡体制について定めています。第8条から第12条においては、医療的ケア実施に向けた準備、研修、個別のマニュアル、実施計画の作成、それらに基づいた医療的ケアの実施について定めています。さらに第13条では、緊急時において迅速で速やかな対応を行うためのマニュアル作成及び緊急体制の整備について定めています。そして第15条では、医療的ケアを実施していく際に生じる費用等については、保護者に負担していただくということを定めています。
椎名委員	総合教育会議のときに議案が出ていた件で、大井沢小学校で、医療的ケアの必要な子が来るということで、医療的ケアをする学校看護師というのですか、前課長から、見つかっていないと言われたのですが、この文面を見ますと、第5条に看護師等を当該学校に配置しなければならないということで書いてあるので、絶対必要だということですから、その現状をお聞きしたい。 二つ目は、第6条3番に、看護教諭又は看護助教諭というのは、新たに職名として出てきた文言で、その件についてお聞きしたい。
教育指導課長	学校看護師は4名確保することができました。3名

	に關しまして週 1 日、1 人に關しましては週 2 日ということで、合計で毎日、子供が平日登校する際には学校看護師を配置できるようになりました。
河原委員	私の経験では、看護師を見つけるのが大変で、すごく苦勞した。なかなか定着もしない。 先日も話をしたが、1 人だと、なかなか休めないということの中で長続きしない。当初 1 名も来ていなく心配していたが、適度に休みながら取り組んでいただけるような内容になっていますし、辞められないように定期的にフォローしてほしい。
寺田委員	第 5 条の文面について、看護師等を配置という言葉で 1 項、2 項がなっているが、見出しだけが派遣なので、派遣でいいのでは。一つ、要綱というものは、内部の事務手続等を定めた基準であって、15 条については、保護者に対して一部負担をさせるものとする。これは保護者に負担を求める文面なので、要綱の中に定めるのは不適切なのではないか。確認をお願いしたい。
教育長	分かりました。これも先ほどと同じように、この後、内容についてもう一回確認をするようにしてもらいます。
椎名委員	第 6 条に、組織の中に（3）看護教諭又は看護助教諭というのがあるが、初めての言葉かどうかなのか。
教育指導課長	こちら養護教諭、養護助教諭と明記したほうが分かりやすいかと思いますので、修正させていただきます。学校看護師を配置するということで、誤って看護教諭というような記載をしてしまいました。
教育長	議案第 27 号「守谷市立学校における医療的ケア実施要綱の制定について」採決する。

	(賛成全員) 報告第3号 守谷市社会教育主事の任命について、生涯学習課長から報告を求める。
生涯学習課	守谷市社会教育主事に、新たに生涯学習課生涯学習グループの宮澤裕華主事が任命されました。 社会教育主事は、社会教育法に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会に置くこととされている専門職員であり、教育委員会から任命されるものです。地域の社会教育事業の企画、実施、また、専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う役割があります。 当該職員の任用資格につきましては、社会教育法第9条の4、第3号によるもので、大学に2年以上在学して62単位以上を習得し、かつ大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、司書や学芸員など社会教育主事法の職と同等以上の職であった期間が通算1年以上となるものです。 なお、任命年月日は令和5年4月1日で、生涯学習課に勤務する期間は、その職が継続されます。
寺田委員	生涯学習課の中で、社会教育主事を任命している方は何人か。
生涯学習課長	今回任命します宮澤主事と、私、福島が社会教育主事の資格を持っております。
寺田委員	先ほど生涯学習課の中で配置する場合は、積極的に社会教育主事がいれば任命するということだが、課に配置する中において、意欲的な者については、社会教育主事が取れるよう対策をしていただければ、もう少し生涯学習が、より守谷市の生涯学習活動が活発になると思う。社会教育主事を取るのに、後押しがあればよい。

生涯学習課長	今回任命しました職員は、大学で科目を習得しております。私は、社会教育の仕事に3年以上就いて、その後、社会教育の研修を国の研修センターのほうに40日ほど講習を受け、取得したという経緯もありますので、後押し等をするとししましたら、でできるかなとも思います。
寺田委員	社会教育主事の資格を取れるよう課として、教育委員会の事務局の中でフォローアップをお願いしたい。
教育長	報告第4号 「守谷市地域クラブ活動ガイドライン及び守谷市部活動地域移行推進プランの策定について」報告を求める。
生涯学習課長	2ページから6ページの推進プランについては、総合教育会議でいただいた御意見を基に、基本的な考え方として、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間3年間の間に、総合型地域スポーツクラブの充実を図り、将来的には中学生世代にとらわれない持続可能な地域クラブ活動が実施できる環境づくりを目指す旨を明記いたしました。 4ページ目の参考2にイメージ図をお示しました。なお、今後、国及び県の方針やガイドライン、予算等も鑑みながら見直しを行う場合もあります。見直しがあった場合には、その都度、また御報告をさせていただきます。 7ページから27ページの本ガイドラインについては、茨城県のガイドラインを基に市の現状に合わせて作成したもので、これから地域クラブ活動を運営する団体等に示すものになります。地域クラブの設立、それと地域クラブ活動の運営など、主に組織づくりや団体運営に重点を置いた内容となりまして、活動については、前回の定例会で体系の報告があった学校の部活動の運営方針と同様に、適切な休養を確保するための活動時間の管理の徹底、それから生徒の多様なニーズ

	を踏まえた活動環境の整備などについて明記されたもので、前回３月24日の第１回総合教育会議でお示した内容と変更はありません。
河原委員	記載されている大半は地域クラブ運営上の注意が様々書かれており、学校とか先生方は、その条件をクリアして今まで部活動をやってきたので、大変苦勞したと思う。
椎名委員	大変な事業を生涯学習課が受け持ったなと思う。 学校から部活動を切り離すというのは大手術である。先生たちの意識改革、土日の部活動がクラブになっても、中学校の部活動の延長だと思っている人もいるだろうから、校長たちに十分話をして、全く違ったものだということを説明しながら、思い切ったことが必要で、大変なことだと思う。
河原委員	総合教育会議のときも申したが、これはすごく難しいので、あんまり周りの先頭を切って、やらないで、様子を見ながらやったらと思う。守谷は大体、教育活動の先頭を切っているが、この案件はあまり先頭を切らないほうがいいと自分は個人的に思う。
教育長	今、河原委員が言ったとおり、一気にという形ではなくて、そろりそろりという形で。なおかつ、こういう形でガイドラインのほうができたという形なので、こういう内容を踏まえて、周知徹底をしながら、急がなくてという形でよろしく願いいたします。
教育長	報告第５号 令和５年度中学校修学旅行日程の変更について、報告を求める。
学校教育課長	修学旅行における行程の変更についてです。市では、平成29年度から平和教育の一環として、中学３年生の修学旅行の１日目に、広島の平和記念公園と資料館を入れ、このために係る旅費一部について１人5、

	000円として補助してまいりました。コロナ禍による修学旅行の中止を経まして、昨年度、修学旅行が再開され、その際も広島での施設見学を行いました。再開を機に、中学校長会で改めて行程の見直しについて協議の場が持たれました。 理由としましては、奈良・京都の旅行行程に広島を組み入れたことで、朝6時出発、宿に到着が19時半以降という強行軍となっておりまして、子供たちの負担が大きいこと、また、奈良・京都の見学時間が以前に比べて短くなったこと、こちらの2点がこれまでも教職員間で認識されてきたことが一番大きかったということです。 また、補助金といたしまして5,000円、市が負担しておりますが、実際に広島を組み入れることで、費用が1万円から1万5,000円高くなっているという事情もあり、平和教育としての意義は認めつつ、別の形で平和教育を行うことで、修学旅行と平和教育の双方を生徒にとってより効果的に行いたいとのことで、中学校長会から2月末にこの内容が提案されました。 代替策といたしましては、平和学習を社会科で学ぶ時期、6月から7月ということですが、この時期に阿見町の予科練平和記念公園と資料館及び土浦市の予科練記念館の見学を実施するというものとなっております。 提案を受けた時点で既に令和5年度予算案は確定されていたところですが、教育委員会といたしましては、この提案を受け、令和5年度に中学校長会が提案してきた内容を試行として行いまして、生徒アンケートなどでその効果を検証し、令和6年度以降の在り方を検討していきたいと考えております。 河原委員 提案の趣旨は理解できる。日程が厳しくなるとか、そういった。修学旅行は最終的には学校行事であるので、京都・奈良へ行かない東北方面であるとか、広島へ行って、広島・岡山方面とか、そういう修学旅行を
--	--

	やってきた学校も沢山あるので、全校同じように奈良・京都である必要はないし、それぞれ校長先生方の意見で進めていただけるのは、それはそれで結構だと思う。 ただし、平和教育という観点からいうと、やっぱり広島は特別な場所ではないかという意識はある。世界的にも広島というのは特別な場所ではないかという思いと、それから、広島へ守谷の中学校がみんな行っているというのは他市にない事業で、それに補助金を出しているという、そういう2点の観点もあると思う。保護者や生徒たちの意見も聞いて、最終的に修学旅行の行先は学校の責任で決めていただければいいと思う。
寺田委員	平和教育のための広島への地域は、前市長が当時、京都・奈良へ行くのであれば、ちょっと足を運べば広島まで行って平和の大切さを学ぶことができるという思いで、この事業に補助を入れてスタートさせたものであるから、そういうものを踏まえた形で平和教育の大切さというものをぜひ、お願いしたい。 こういう形で広島へ足が向かなくなったということで、市長がこれを取り入れた思いを、阿見町のほうの予科練などを行くなり社会情勢、国際情勢を、より平和の教育の大切さ、平和の良さを子供たちに伝える教育をぜひお願いしたい。
萩原委員	私が中学校の頃から京都・奈良なので、確かに広島・萩とか、そちらに行かれても平和教育でいいのかなとは思いました。 ただ、中学校ごとに違うことになると、保護者間でこの中学はあそこに行くのだとが話になる。卒業旅行等も、あそこの学校は、ディズニーランドを校長先生が動いて予約をしているとかという情報があったら、直接そこにかけてしまうぐらいの保護者もいるので、なるべく一緒だったら一緒のほうがありがたいなと

5 閉会宣言 教育長	思う。 次回の定例会の日程 ・日時 令和5年5月25日（木曜日） 午後1時30分～ ・場所 全員協議会室 午後2時41分閉会を宣言
--------------------------	--

会議録署名人

井田 弘